

重 要 事 項 説 明 書

1 介護老人福祉施設サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	社会福祉法人あやまユートピア
代 表 者 氏 名	理事長 松本 直明
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	三重県伊賀市馬場 600 番地 事務所 TEL : 0595-43-2300 FAX : 0595-43-2308

2 入所者に対してのサービス提供を実施する施設について

(1) 施設の所在地等

施 設 名 称	特別養護老人ホームぬくもり園
介 護 保 険 指 定 事 業 所 番 号	従来型 (三重県指定 第 2473200109 号)
	ユニット型 (三重県指定 第 2471201208 号)
施 設 所 在 地	伊賀市馬場 600 番地
連 絡 先	電話番号 : 0595-43-2300 FAX 番号 : 0595-43-2308

(2) 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	自宅で生活することが困難な要介護の皆様に、介護保険法の定める適正な介護老人福祉施設サービスを提供し、生活の手助けと家庭復帰の支援をする事を事業の目的とする。
運 営 の 方 針	入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、必要な身体介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるために必要な援助を行なう。 また、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう施設サービスの提供を行う。

(3) 施設概要

	従来型	ユニット型
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建て	鉄筋コンクリート造2階建て
建物の延床面積	3243.03㎡	1591.7㎡
開設年月日	平成10年4月1日	平成24年4月1日
入所定員	48名	40名

<主な設備等>

居 室 数	個室（４２室） ２人部屋（７室） ４人部屋（８室）
食堂兼娯楽室	従来型（２室） ユニット型（４室）
静 養 室	従来型・ユニット型 各１室
医 務 室	従来型・ユニット型 各１室
浴 室	座位式特殊浴槽（１）、特殊機械浴槽（３）、 リフト式浴槽（２）、個浴（４）
機能訓練室	１室
そ の 他	併設事業 ・ 短期入所生活介護事業 めくもり園 ・ 通所介護事業 あやま老人デイサービスセンター
	法人が行う事業 ・ 認知症対応型共同生活介護施設 グループホームあやま ・ 居宅介護支援事業 あやま在宅介護支援センター
	公益事業 ・ 居宅支援事業 ・ めくもりの館おとまる ・ 介護予防サロン

(4) 職員体制

職	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	１ 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 ２ 従業者に、法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 １名 (他施設管理者と兼務)
医 師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	非常勤 １名
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	常勤 １名 介護職と兼務 ２名以上
生活相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	常勤 ２名 うち１名事務兼務
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。	常勤 ３名以上 非常勤 １名以上
機能訓練指導員	入所者の状況に適したマッサージ、体操、手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ心理的機能、身体機能低下の防止に努めます。	常勤 １名
介護職員	入所者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	常勤 ２８名以上 非常勤 ６名以上
管理栄養士 (栄養士)	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。	常勤 ２名以上
その他職員	事務員・クリーンワーカー・調理員・管理宿直等、その他業務を行います。	常勤 ３名以上 非常勤 １１名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
施設サービス計画の作成	1 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。 2 作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 3 施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。 4 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	1 栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。
入 浴	1 入浴又は清拭を週2回以上行います。 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭にて対応します。 2 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の維持、又はその減退を防止するため、日常生活の中で行われる動作や体操を生活リハビリとして実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	1 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 2 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。

(2) 利用料金

別紙「重要事項説明書別紙 《サービス利用料金表》」のとおり

(3) 金銭管理費について

入所者の希望により、貴重品の管理等を行います。

- ・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預貯金
- ・お預かりできるもの：預貯金通帳と印鑑
- ・出納方法：預貯金の預け入れ及び引き出しは、出納管理者にて手続きを行います。

※出納管理者は3カ月毎に出入金記録を作成しその写しを入所者又はその家族等に交付します。

- ・保管管理者：施設長
- ・出納管理者：事務主任

4 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）その他費用の請求及び支払い方法

(1) 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他費用の請求方法等	1 利用料入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日頃に発送します。
(2) 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 請求内容を確認のうえ、請求月の20日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座（下記記載）への振り込み （イ）指定口座（JA いがふるさとのみ）からの自動振替 （ウ）現金支払い イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）

※ 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

事業者指定口座	北伊勢上野信用金庫 阿山町支店 口座名：社会福祉法人あやまユートピア 理事長 松本 直明 普通 口座番号：48305
---------	---

5 入退所等に当たっての留意事項

- (1) 入所対象者は、原則要介護度3以上の方が対象となります。
- (2) 入所時に要介護認定を受けている方であっても、入所後に要介護認定者でなくなった場合は、退所していただくことになります。
- (3) (2)の場合も、継続して入所が必要であると判断された方について、当該入所者の市町村介護保険窓口へ特例入所申請などの支援を行います。
- (4) 退所に際しては、入所者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保険医療、福祉サービス提供者等と密接な連携に努めます。

6 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時等における対応方法

施設において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。

入所中、医療を必要とする場合は、入所者及びその家族の希望により下記の協力医療機関において、診察・入院・治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

【協力医療機関】	医療機関名 伊賀市立 上野総合市民病院 所 在 地 伊賀市四十九町 831 番地 電話番号 0595-24-1111 FAX 番号 0595-24-2268
	医療機関名 医療法人社団 美松会 生田病院 所 在 地 滋賀県湖南市菩提寺 104-13 電話番号 0748-74-8577 FAX 番号 0748-74-3311

【協力医療機関】	医療機関名 医療法人阿山共生会 河合診療所 所在地 伊賀市馬場 1128 番地 電話番号 0595-43-1511 FAX 番号 0595-43-1583
【協力歯科医療機関】	医療機関名 岡田歯科医院 所在地 伊賀市上野農人町 386-5 電話番号 0595-21-0015

9 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに入所者のご家族、市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

伊賀市役所 健康福祉部 介護高齢福祉課	所在地 伊賀市四十九町 3 1 8 4 番地 電話番号 0595-26-3939 FAX 番号 0595-26-3950 受付時間 8:30～17:30(年末年始・土日祝は休み)
------------------------	--

10 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（生活相談員・山本 史郎）
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供したサービスに係る入所者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

(ア) 当事業所における苦情の受付窓口

相談・受付担当(窓口) 生活相談員 山本 史郎	電話番号 0595-43-2300 FAX 番号 0595-43-2308
社会福祉法人 あやまユートピア 第三者委員	宮崎 美政 0595-45-4016 伊室 春利 090-7699-7732

受付時間 8:30~17:30 (月~金曜日、12月29日~1月3日、祝日を除く)

(イ) 行政機関その他苦情受付機関

伊賀市役所 介護高齢福祉課 所在地: 伊賀市四十九町 3184 番地	電話番号 0595-26-3939 FAX 番号 0595-26-3950
---------------------------------------	--

受付時間 8:15~17:30 (月~金曜日、12月29日~1月3日、祝日を除く)

三重県国民連合会保健介護福祉課 所在地: 津市桜橋 2 丁目 96 番地	電話番号 059-222-4165 FAX 番号 059-222-4166
三重県庁三重県医療保険部長寿介護課 所在地: 津市広明町 13 番地	電話番号 059-224-2235 FAX 番号 059-224-2919
三重県福祉サービス運営適正委員会 所在地: 津市桜橋 2 丁目 131 番地	電話番号 059-224-8111 FAX 番号 059-213-1222

受付時間 9:00~17:00 (月~金曜日、12月29日~1月3日、祝日を除く)

12 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 入所者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
----------------------------	---

(2) 個人情報の保護について	① 事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いません。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、入所者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。）
-----------------	---

13 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 常岡 敬子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 身体的拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写物の請求を行う場合は、有料です。)
- (5) 入所に際して入所年月日及び事業所名称を、退所に際して退所年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

16 ハラスメントの防止について

当事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を確保するため、利用者の居宅等を含む職場内において、優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為（以下ハラスメント等という。）は組織として許容しません。また、職員へのハラスメント等が確認された場合は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

重要事項説明書【説明確認書】

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、入所者及び家族等に説明を行いました。

事業者	所在地	三重県伊賀市馬場 600 番地
	法人名	社会福祉法人あやまユートピア
	代表者名	理事長 松本 直明
	事業所名	特別養護老人ホーム めくもり園
	管理者	施設長 常岡 敬子
	説明者氏名	

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書別紙の交付を受けました。

入所者	住所	
	氏名	
署名代行者	住所	
	氏名	

署名代行理由：

ご家族	住所	
	氏名	
代理人 (後見人等)	住所	
	氏名	